北方領土への入域について

1　日本政府の考え方

日本人がロシアのビザを取得して北方四島を訪れることはロシアの不法占拠を追認することにつながりかねないとして、平成元年の閣議了解に基づき、自粛を要請してきた。

■我が国国民の北方領土入域問題について（平成元年 9 月 19 日　閣議了解）　※抜粋

> 我が国国民がソ連の出入国手続に従うことを始めとしてソ連の不法占拠の下で北方領土に入域することは、我が国固有の領土たる北方領土に関する国民の総意及びそれに基づく政府の政策と相いれないものである。
> 政府は、国民に対し、北方領土問題の解決までの間、このような**北方領土への入域を行わないよう要請する**。

2　北方領土入域のための特例

特例的に日露両国間で設定された以下の４つの枠組みによる旅券・ビザなしの訪問等が行われている。

(1) 北方墓参

1964 年から、元島民及びその親族による北方四島への墓参が行われ、2009 年末までに 3,898 人が訪問。

(2) 四島交流

1992 年４月から、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的として、我が国国民と北方四島の住民との間で相互訪問が開始され、2009 年末までに 16,393 人が参加。

(3) 自由訪問

1999 年 9 月から、元島民及びその家族による北方四島にある元居住地等への訪問が行われ、2009 年末までに 1,832 人が参加。

(4) 人道支援

北方四島の患者の受入れ等、真に人道的に必要な支援のための入域。

3　今回の経緯

○平成 22 年 8 月 24 日　新聞報道

> 福岡市の旅行業者が組織した、富山県在住者ら観光ツアー客８人と業者１人の日本人計９人が、ロシアの査証（ビザ）を取得して北方四島の国後島を訪問したことが分かった。ツアー客は東京都と大阪府のほか千葉、神奈川、富山、兵庫の４県から来た７２歳から８４歳の男女計８人。いずれも北方四島の元島民ではない。

○平成 22 年 7 月 28 日　新聞報道

> 北方四島の択捉島にあるロシアの水産加工会社ギドロストロイに、北海道のメーカーが製造したイクラ分離装置が日本の商社経由で納入され、加工場で使われてきたことが分かった。　同メーカーの技術者ら日本人２人が装置の整備のため、ロシアの査証（ビザ）を取得して、７月２４日から２６日に択捉島を訪問した。

※ 今般、政府の要請に反して北方領土に入域する上記事例が相次いで確認されたことから、改めて内閣府及び外務省から閣議了解の周知・徹底の要請があった。